

令和5年度

財政援助団体等監査結果報告書

新座市監査委員



新監発第143号  
令和5年11月29日



新座市長 並木 傑 様

新座市監査委員 松本 四郎

新座市監査委員 池田 貞雄

令和5年度財政援助団体等監査の結果について（報告）

地方自治法第199条第7項の規定による令和5年度財政援助団体等監査を新座市監査基準に準拠して実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり報告します。

なお、監査の結果において、改善等を講じたものは、令和6年1月31日（水）までに御報告ください。



## 1 監査の対象

### (1) 対象施設

新座市老人福祉センター及び第二老人福祉センター

### (2) 対象施設の指定管理者

帝国ビル管理協同組合

### (3) 所管部署

いきいき健康部長寿はつらつ課

### (4) 監査対象事務

新座市老人福祉センター及び第二老人福祉センターの管理及び運営

### (5) 監査対象期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

## 2 監査の着眼点

施設が適切に運営されているか、また、指定管理委託業務に係る出納その他の事務が適正に行われているか。

## 3 監査の実施内容

指定管理料に係る会計経理及び施設の管理等が適正に執行されているか否かについて、関係者から事業の内容等について説明を聴取するとともに、関係帳簿及び証拠書類の調査を実施した。

## 4 監査の実施場所及び実施日

### (1) 実施場所

監査委員室

### (2) 実施日

令和5年11月8日

## 5 指定管理者の概要

### (1) 名称

帝国ビル管理協同組合

### (2) 所在地

東京都練馬区豊玉上二丁目25番9号

### (3) 指定期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

## 6 公の施設の概要

### (1) 名称、所在地、建築概要及び施設内容

名称	所在地	建築概要	施設内容
新座市老人福祉センター（「えがおの里」）	新座市堀ノ内二丁目3番45号	建築構造：鉄筋コンクリート造2階建て 延床面積：1,112.669㎡ 敷地面積：3,273.400㎡	1階：大広間、浴室(2)、談話コーナー、卓球室、機能回復訓練室、図書コーナー、休憩談話室、売店、医務室、事務室ほか 2階：娯楽室ほか 駐車場：41台（障がい者用1台）
新座市第二老人福祉センター（「元気の里」）	新座市大和田四丁目18番41号	建築構造：鉄骨造平屋建て 延床面積：1,406.76㎡ 敷地面積：2,895.76㎡	大広間、浴室(2)、セミナールーム、娯楽室、和室、ラウンジ、図書カフェコーナー、健康器具コーナー、調理コーナー、医務室、事務室ほか ※風呂は、ろ過装置を使用 駐車場：20台（障がい者用1台）

### (2) 主な業務

ア 新座市老人福祉センター条例第3条に規定する事業に関する事。

- (ア) 生活相談、健康相談その他各種の相談
- (イ) 教養の向上及び健康の保持増進についての指導
- (ウ) レクリエーション又は集会のための施設の提供
- (エ) その他設置目的にふさわしい事業

イ センターの利用の許可に関する事（使用料の徴収及び収納を含む。）。

ウ センターの施設及び設備の維持管理に関する事。

エ 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務に関する事。

## 7 監査の結果

公の施設の管理及び運営に係る業務、出納並びにその他の事務については、おおむね有効かつ適正に執行されていた。ただし、(1)の事項については改善されたい。また、(2)の事項については検討いただきたい。

### (1) 口頭講評とすべき事項

第二老人福祉センター事務職員の配置について

新座市老人福祉センター及び第二老人福祉センター指定管理業務仕様書において、第二老人福祉センターの事務職員は、日曜日を除き利用時間中は常時4名以上配置することとなっているが、勤務シフト表と出勤簿を照合したところ、実際は3名配置が常態化していた。

職員配置は仕様書の主要事項である。適切な運営を行っていただきたい。

(2) 改善及び検討を要する事項

市直営施設分も含めた利用者データ管理システムについて

現在、新座市老人福祉センター及び第二老人福祉センターは指定管理、福祉の里老人福祉センターは市直営で運営されている。各センターは利用受付等に当たり、共通の利用者データ管理システムを使用しているが、福祉の里老人福祉センターの端末を指定管理者が指定管理料で購入（端末代 116,390円）し、またシステム委託料（契約額 5,000,000円、うち令和4年度は1,000,000円支出）も全額負担していた。

福祉の里老人福祉センターは指定管理者の管理する施設に指定されておらず、また、仕様書には施設利用に係るシステムは記載されていないため、指定管理者の収支に影響する経費に福祉の里老人福祉センターの費用が含まれるのは、適切ではない。市は福祉の里老人福祉センターを含め、利用者データ管理システムの在り方を検討、協議する必要がある。